

平成26年度  
国立大雪青少年交流の家  
運 営 計 画  
～「新しい公共」型の管理運営（二次試行）～

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家  
平成26年2月26日

## 平成26年度 国立大雪青少年交流の家運営計画

### 第1 基本方針

#### 1 「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施について

国立大雪青少年交流の家は、日本最大の面積を誇る「大雪山国立公園」にそびえたつ十勝岳山麓に位置し、昭和41年開所以来、その恵まれた自然環境の中で、自然体験や集団宿泊体験などの体験活動や研修活動をとおして、青少年の健全育成に努めてきた。

今後こうした責務を一層充実させていくためには、学校・企業・民間団体など地域社会との連携が強く求められている。このため、平成25年1月から地域の多様な主体が、施設の管理運営や事業の企画、広報活動に参画する組織体制を築く、「新しい公共」型の管理運営を施設業務運営委員会と協働で進めてきた。

平成26年度は、試行実施の成果を踏まえ、施設の特色や役割を活かしたより効果的・効率的な運営に努めることとする。

#### 2 運営方針

- (1) 「新しい公共」型運営協議会との協働をはじめ、関係機関や団体と協力した管理運営
- (2) 学校・家庭・地域等と連携した青少年の体験機会の充実
- (3) 利用者の要望や必要課題に対応した教育事業の充実
- (4) 団体宿泊訓練や子供達の体験活動事業をとおした青少年の育成

#### 3 施設管理・維持方針

- (1) 利用者が快適に利用できる適切な維持管理
- (2) 環境に配慮した効率的な管理運営
- (3) 安全管理・危機管理に努めた管理運営の徹底

#### 4 計画期間

平成26年4月から平成27年3月まで

#### 5 国立大雪青少年交流の家として大切にしている3つの標語

交流の家では、次の標語を利用者に示し、研修支援事業の運営の礎としている。

- (1) 規則正しい生活（安全と健康の確保）
- (2) 元気なあいさつ（あいさつの励行）
- (3) きれいな環境づくり（清掃の徹底）

#### 6 求められる職員像と向上すべき資質・能力

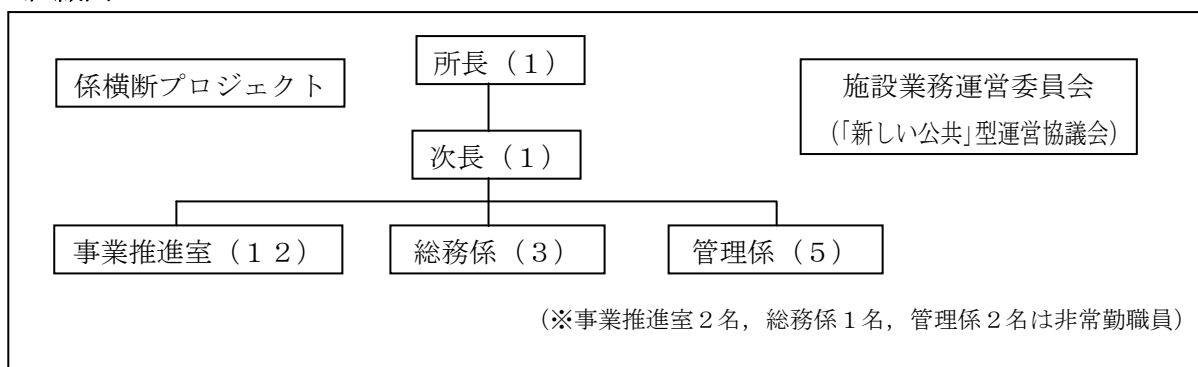
- (1) 国民の信頼に応えるため、倫理性や責任感、業務を執行する能力を備えた職員
- (2) 変革の時代に積極果敢にチャレンジする精神と、現状を改善・改革する意識を備えた職員
- (3) 多様化・高度化する国民のニーズを把握し、的確な対応を行うため、コミュニケーション能力と高度な専門的知識・技能を備えた職員
- (4) 困難な課題を解決するための構想力や判断力、行動力を備えた職員

(5) 組織がより効果的に機能するため自らの役割を理解し、指導力や協調性を備えた職員

## 第2 「新しい公共」型管理運営方針

「支え合いと活気のある社会」をつくるための「協働の場」を一層築き、施設業務運営委員会が一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参画する「公共型」の運営をめざす循環システムを構築する。

### 1 組織図



機構本部の定員削減計画を見据え、業務の見直しを含めた適切な人材配置計画を策定する。

### 2 係横断プロジェクトチーム

#### (1) 連絡調整会議

交流の家の運営に必要な各種事項について連絡・協議・報告を行う決定組織

#### (2) 広報委員会

稼働率向上，利用者数増加，魅力あるHPの検討など広報戦略の組織

#### (3) レストラン運営委員会

レストランの管理運営，サービス向上，衛生管理及びメニュー，食堂委託業務契約締結に係る提案事項の実施状況等について審議し，安全安心な食の提供を図るよう，レストラン委託業者に指導・助言する組織

#### (4) 業務改善ワーキンググループ

多様化する業務の合理化・効率化の推進を図り，業務等の改善策を検討する組織

#### (5) 危機管理検討ワーキンググループ

施設，利用者，職員及び関係者に危機が発生し，又は発生する恐れがある場合に備え，危機管理マニュアル，防災管理規程，防災計画の見直しや必要事項の策定，情報セキュリティ策定等を担う組織

#### (6) 50周年記念事業検討ワーキンググループ

開所50周年に係る記念事業の内容、寄附金獲得方策の策定等を担う組織

### 3 管理業務の実施計画

(1) 国民の利用に供するにあたり、施設の設置目的を踏まえ、次のとおり基本的事項を定める。

#### ア 受入方針

- (ア) 利用用団体の研修目的が達成されるよう事前の相談・打ち合わせを徹底する。
- (イ) 管理運営上または安全管理上必要があると判断したときは、適切な指導を行う。
- (ウ) 研修団体の研修計画から必要と判断した場合、変則勤務を導入するなどし、研修の充実と安全を徹底する。

#### イ 施設使用料金等

(ア) 独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程第3条及び第6条に基づき使用料金等を徴収する。

項 目	金 額
施設使用料	1人1泊 800円
シーツ等洗濯料	1組 200円

- (イ) 施設使用料は、規程第2条第2項第二号に該当する場合のみ適用とする。
- (ウ) 規程第7条に基づき、次の場合の施設使用料等は全部または一部を免除する。
  - a 我が国の青少年教育の振興に寄与する事業で施設を使用する場合
  - b 国の機関またはそれに準ずる団体が公益に資する用務のため施設を使用する場合
  - c 災害等の発生に伴い機構の施設を緊急に使用させることが相当と所長が判断した場合

#### ウ 「利用者の受入れを行わない日」及び「日帰り利用者のみを受入れる日」の設定

独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第7条及び国立青少年教育施設の管理運営方針に基づき、平成26年度は次のとおり設定する。

月	利用者の受入れを行わない日	日帰りのみ受入	月	利用者の受入れを行わない日	日帰りのみ受入
4月	7, 8		10月	6, 7, 29, 30, 31	
5月			11月	4	
6月		7	12月	28, 29, 30, 31	
7月			1月	1, 2, 3, 4, 21	
8月			2月	16, 18, 19	17, 20
9月			3月	2, 9, 10, 11, 12	3

※天災その他やむを得ない事情がある場合は、機構本部と協議し設定する。

エ 「利用者の受入れを行わない日」は、集中的に活動する教材教具の点検や施設整備の修繕・衛生管理業務などの環境整備を行う。

別紙1 『平成26年度 施設・設備等点検一覧』

(2) 維持管理業務

ア 施設保守業務

(ア) 法定点検等

a 法令等の定め及び自主的に次の保守点検業務を行う。

設備	項目	時期	備考
換気設備, 排煙設備, 非常照明等	建築設備法定点検	10月	建築基準法12条 【機構本部委託業者】
昇降機 (エレベータ)	定期自主検査	毎月	建築基準法12条
	検査結果届出	12月	建築基準法12条
給水設備 (簡易水道)	定期清掃・検査	12月	ビル管理法10条、水道法34条の2
	水質検査	9・3月	ビル管理法10条
	残留塩素測定	毎週	ビル管理法10条【ボイラー監視委託業者】
電気設備 (自家用電気工作物)	自主検査	毎月	電気事業法8条
	定期検査	10月	電気事業法42条
特定建築物届出		(作業なし)	ビル管理法5条
給水設備 (受水槽・高架水槽)	定期清掃	9月	ビル管理法第10条, 水道法34条の2
給水設備 (簡易水道)	水質検査	9・3月	ビル管理法第10条
	残留塩素測定	毎週	ビル管理法第10条【ボイラー監視委託業者】
排水設備	定期清掃	1回/6月	ビル管理法第10条
	屋内外排水管清掃	10月	自主洗浄
空調換気設備	機械換気設備点検	1回/2月	労働安全衛生法, 事務所衛生規則9条 【ボイラー監視委託業者】
合併処理浄化槽設備	保守管理	毎週	浄化槽法第8, 10条
	法定検査	10月	浄化槽法第11条
消防設備	機能点検, 機能検査	9月・3月	消防法17条
	総合点検	9月	消防法17条
害虫防除	害虫駆除	1回/6月	ビル管理法10条
ボイラー設備	定期自主検査	毎月	ボイラー及び圧力容器安全規則38条
	性能検査	10月	ボイラー及び圧力容器安全規則32条
第1種圧力容器 (貯湯槽)	定期自主検査	毎月	ボイラー及び圧力容器安全規則73条
	性能検査	10月	ボイラー及び圧力容器安全規則67条
危険物施設 (重油地下タンク)	漏洩定期検査	10月	消防法14条3の2
煤煙発生施設	煤煙濃度測定	11月	大気汚染防止法第16条
特定建築物環境衛生管理		毎月	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条
無線局定期	検査・再免許申請	11月	電波法73条(5年毎・27年度予定)
構内電話交換機設	備保守管理	毎月	自主保守管理

プール	源泉槽清掃	3月	自主清掃
	細菌検査	10月・3月	自主検査
浴室	細菌検査	10月・3月	自主検査
屋内温泉管	洗浄	3月	自主洗浄
温泉源泉	配管点検	9月	自主点検（職員点検・業者修理）
	ポンプ入替点検	9月	自主点検（3年毎・26年度予定）

b 点検の結果及び整備内容は記録し、関係法令及び独立行政法人国立青少年教育振興機構法人文書管理規程第15条第2号に基づき、適正に管理する。

(イ) 建物、工作物及び資産等の管理

- a 建物、工作物を建築基準法第12条に基づき適正に管理する。
- b 利用者が使用する資産や運動用具等の日常的な安全確認や整理を行う。

(ウ) 屋外施設設備の管理

- a 利用期間の開始、閉鎖に合わせた設置や撤去等を適切に行う。
- b 利用状況に合わせた機能上・安全上の計画的な維持管理を行う。
- c 冬期間における野外施設の凍結防止や非常口等の除排雪の措置を行う。

(エ) 修繕

- a 各部材の劣化・破損・変形等は、日常的に点検を行う。
- b 安全上・機能上の問題がある場合は、迅速に修理・修繕等を行う。
- c 緊急を要さない修繕は、経費削減も考慮し、業者にまとめて発注する等工夫を行う。

イ 屋外活動コース整備業務

(ア) 看板等の整備

- a 季節ごとの活動プログラムの開設時期に応じて、速やかな案内看板等の設置を行うとともに、定期的に巡視を行い、破損・紛失等の有無を点検する。
- b 関係機関等による工事などに柔軟に対応したコース案内看板の修正を行い、利用者への情報提供に努める。

(イ) 危険箇所・危険性物情報への対応

- a 日常的に活動コースの安全点検・巡視を行い、危険箇所を発見した場合は、関係機関に連絡して改善を求める等、利用者の安全確保を第一に整備をすすめるとともに、利用者への情報提供に努める。
- b 役場・警察・消防などから安全上の情報を入手するなど、日常的な連携・協力体制を構築する。
- c 関係機関・利用者等から危険性物（クマ、スズメバチ等）の情報を入手した場合は、情報の確認・整理、コース閉鎖、利用中団体への情報提供を速やかに行い、利用者の安全確保に努める。

## ウ 衛生管理業務

### (ア) 寝具類の衛生

- a 敷布団, 掛布団, ベッドパッド, 枕は, 年1回クリーニングを行う(掛・敷布団カバー含む)。
- b シーツ・枕カバーは, 随時クリーニングを行う。

### (イ) 空気環境の管理

- a 受動喫煙を防止するため, 喫煙場所を設定する。
- b 定期的に空調機器の調整・点検を行う。

### (ウ) 医務室の衛生・管理

- a 医務室の整理整頓に努め, 室内の衛生を保つ。
- b 定期的(3月・10月の施設整備日)に外用薬等の点検を行い, 不足分の補充を行う。
- c 車いす, 傷病者搬送担架, 救急処置セット, ノロウイルス対処パック等の整理・整備を行い, 危機発生時の対応を速やかに行う。

## エ 交通安全の徹底

(ア) 利用者, 交流の家勤務業者, 納品業者等に対して, 施設敷地内における交通安全の指導・啓発を行う。

(イ) 交流の家に入出入りしている業者に対して, 施設敷地内における交通安全の徹底を呼びかける。

## (3) 環境配慮・省エネ

ア 照明・水道・暖房等の利用においては, 地球環境に配慮して, 研修プログラムに支障のない範囲で不必要な消費をしないよう協力を働きかける。

イ 職員・勤務業者において, 事務事業の実施に当たり, 係る経費を削減できるよう各種方策を検討し, 実施を図る。

ウ 環境に配慮し, ごみの削減に係る方策を検討し, 実施する。

エ 取組効果の「見える化」を図り, 利用者・職員等に周知することで, さらなる意識の向上を図る。

## (4) 文書処理業務

独立行政法人国立青少年教育振興機構文書処理規程に基づき, 適切に文書を処理する。

## (5) 個人情報保護業務

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき, 適切に個人情報を取り扱う。

## (6) 情報公開業務

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき, 適切に対応する。

### 第3 事業方針

子ども・若者育成支援推進本部決定の「子ども・若者ビジョン（平成22年7月23日）」や中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について（平成25年1月21日）」を踏まえ、国立青少年教育振興機構第2期中期目標の達成を目指す。

特に、体験活動や基本的生活習慣の取組、子供の読書活動の推進については重点的に推進する。

別紙3-2『「新しい公共」推進のための各部会試行計画』

#### 1 教育事業の企画運営方針

- (1) 青少年の国際交流の推進
- (2) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
- (3) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発
- (4) 青少年の体験活動の重要性についての普及・啓発

別紙2『平成26年度 教育事業計画』

#### ア 教育事業実施業務全般

##### (ア) 事業計画の作成

- a 機構の中期目標、中期計画、年度計画、事業方針に基づき、年間の教育事業の計画を策定する。
- b 北海道教育委員会・北海道教育庁上川教育局と連携した事業を展開する。
- c 美瑛町・美瑛町教育委員会・公民館・図書館等と共催した事業を展開する。
- d 北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会と連携した事業を展開する。

##### (イ) 事業実施の事前業務

- a 開催要項・チラシ等を作成し、関係機関や団体・参加経験者に周知する。
  - ・ 関係機関等への直接訪問、参加促進文書の送付等。
  - ・ HP掲載（新着情報・大雪スタッフの日記等）。
  - ・ 報道機関への掲載依頼。
- b 事業を効果的かつ円滑に運営するための運営要項を作成する。
- c 野外活動時の交流の家本部との連絡体制の組織票を作成し、職員の共通理解を図る。
- d 危機管理に対応する緊急連絡対応表を作成し、リスクに備える。
- e 参加者の心身の健康や安全を守る立場から、次の参加者情報を把握する。
  - ・ アレルギー
  - ・ 既往症
  - ・ 心身的不安 等
- f 安全な活動のための情報を収集・提供する。
- g 事前踏査や実地調査を実施する。
- h 参加者やボランティアスタッフは傷害保険に加入する。
- i 職務上知り得た個人情報を守秘する。



(ウ) 事業運営業務

- a 当日の受付・参加費徴収を適正に行う。
- b 各種のプログラムの運営・指導・支援をする。
- c 安全な活動のための情報収集と発信を行い、万全の体制を施す。
- d 成果の分析や評価に活かすことを目的に、事業を記録（写真・VTR等）する。
- e 外部講師の応対や諸手続きを適切に行う。

(エ) 事業事後処理業務

- a 参加者に対してアンケートを実施し、今後の企画・運営に役立てる。
- b 職員アンケートの実施や会議を行い、事業評価を行う。
- c 事業後、3週間を目処に報告書を作成し、HPで成果を公開する。

イ 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発業務

- (ア) 機構の中期目標や中期計画を踏まえ、モデル的なプログラムの開発に努め、HPや広報誌等をとおして、広く国民に成果を還元する。
- (イ) 国・道・他都府県等の教育関係機関からの調査依頼に協力する。

ウ 青少年の国際交流の推進業務

- (ア) グローバルな人材育成を念頭に置き、留学生や日本の青少年を対象とした各種交流を促進する国際交流事業を展開する。
- (イ) 日韓青少年交流事業等に職員を派遣し、異なる文化や価値観の理解を深め、国際的視野の醸成を図る。

エ 青少年の体験活動の重要性についての普及・啓発業務

- (ア) 特定重点推進事業「体験の風をおこそう」運動（体験活動・読書活動・生活リズム・体力向上含む）の普及啓発を行う。
  - a 北海道私立幼稚園協会と連携して、園児や保護者を対象に身近なプログラムの提供や生活リズム向上の取組、「早寝早起き朝ごはん」運動を普及する。
  - b 北海道子ども会育成連合会と連携して、各種体験活動や読書活動の推進、「遊びリピック」等を行い、家庭での親子ふれあい体験や読書習慣の定着を図る。
  - c 市町村教育委員会や公民館等が行う子供たちの長期休業中の生活リズム定着（学習習慣、運動習慣、生活習慣）の取組を支援する。
  - d 子供たちの体験活動や読書活動を推進する「第2回HOKKAIDO体験活動見本市」を開催する。
  - e 本運動の普及並びに青少年の体験活動を推進することを目的とした、「第2回北海道子ども遊び体験&ブックフェスティバル」を開催する。
  - f 冬期間における子供たちの体力向上を目的とした「2014大雪スノーレクフェスティバル」を開催する。
  - g 「体験の風をおこそう」運動の趣旨を活かした「2015・体験活動普及カレンダー」を作成し、道内全域に体験機会の充実を呼びかける。

- h 利用者に対し、朝のつどい・夕べのつどいなどの機会を活用した普及・啓発を図る。
- i 連携する運動推進団体や公立青少年教育施設の情報端末等に青少年教育振興機構の「体験の風をおこそう」運動のバナーを貼るなどして、インターネット上での普及・啓発を行う。
- j 広報（地域広報誌等も含む）やマスメディア（地元テレビ・ラジオ・新聞）を活用した運動を展開する。
- k 美瑛町役場壁面に「体験の風をおこそう」運動の懸垂幕の設置を依頼する。
- l 北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会が本運動を推進するための事業（講演会、フォーラム、シンポジウム等）を行う場合、その経費の一部を負担する。
- m 道内各地の会議や研修会の機会を活用した「体験の風をおこそう」運動の普及及び研修支援を実施する。
- n パネル展や研修機会を活用（かでのる2・7展示、全道社会教育主事研修等）した普及・啓発を行う。
- o 9月から11月までを「体験の風をおこそう」運動の推進期間と定め、協賛事業として500事業をエントリーする。
- p 青少年教育団体や地方公共団体等と協力して、350事業を子供体験遊びオリンピックにエントリーする。

(イ) 地域の団体が実施する様々な体験活動を支援する子どもゆめ基金説明会を道内4会場（（予定）札幌・旭川・北見・函館）で実施する。

## 2 研修支援事業の運営方針

- (1) 利用者11万4千人以上（宿泊利用79,800名、日帰利用34,200）の確保及び稼働率58%以上の達成
- (2) 高校・大学等の職業実習やインターンシップの受入
- (3) 活動プログラムの見直しや点検を行い、必要に応じた「利用の手引き」の改訂
- (4) 学校が行う宿泊研修や学校授業における直接指導の実施
- (5) 利用団体アンケートは、全ての項目において前年度実績を向上
- (6) 安全管理・危機管理対策の徹底を図った教育環境の整備

### ア 研修支援実施業務全般

#### (ア) 窓口業務

- a 窓口には常に人員を配置し、利用者の相談等に適切に対応する。
- b 案内、受付、相談、利用承認などは、年間の人材育成計画に基づいた研修を行い、適切な指導・接遇を行う。
- c 電話・FAX・電子メールなどによる問い合わせに適切に対応する。
- d 障がい児者、高齢者等に配慮した対応を行う。
- e 全職員が資産や用具等の使用方法を熟知し、説明や貸出を適切に行う。
- f クレームや要望は真摯に受けとめ、迅速かつ適切に対応する。
- g アンケートによる低評価項目は、原因や背景となる事象をもとに改善ミーティングを行い、改善策を速やかに団体に報告する。

(イ) 食事提供業務

- a 食事の提供は委託業者が行い、利用者の申請により、食事の提供を1日3回行う。
- b 食事場所は施設内の食堂とし、配膳の基本はセルフサービスとする。
- c 利用者の食物アレルギーに関して、適切に対応するとともに、アレルゲンなど食材の表示をHP上に公開する。
- d 食材は、自場産品を極力使用するとともに、地産地消を表示等で広報する。
- e 「子どもたちに伝えたい歌28選」や軽音楽のBGMを放送して、食堂内の環境を整える。
- f 食事の料金は、食事の質・量の確保に努め、次のとおり設定する。

区 分		料 金			
		中学生以上	小学生	4歳児以上 未就学児	3歳 以下
通常食 (バイキング)	朝 食	410円	400円	310円	無料
	昼 食	550円	540円	410円	
	夕 食	720円	700円	510円	
野外活動食	登山弁当	400円			
	幕の内弁当	500円			

※通常食の各食事代には、厨房機器更新費の一部としての10円が含まれる。

※幕の内弁当は10月～3月の期間のみの提供とする。

- g 食事数の変更、キャンセルの取扱いは、通常食は利用前日の17時まで、野外活動食は利用5日前の17時までとする。
- h 食事料金の収受は、委託業者が行う。

(ウ) 食事提供業務における職員の対応

- a 利用団体の食事前に検食を行い、味付け、温度、異物の混入等の検査を行う。必要な場合は指導や指示を行い、安全・安心な食事環境を整備する。
- b 利用団体アンケートの結果等をもとに、改善要望に対して委託業者に改善策を求める。
- c 定期的にレストラン運営委員会を開催し、課題点の解消に向けた検討及び次月以降のメニューを決定する。

(エ) 受入業務

- a 標準生活時間を以下のとおり設定し、登山や夜間の活動等がある場合は、利用者の活動目的に応じた弾力的な運用をする。

【標準生活時間帯】

6:30	7:15	7:30	9:00	12:00	13:30	17:00	17:15	19:00	22:00	22:30	
起床	清掃	さわやか タイム	朝食	活動	昼食	活動	ゆーすぴあ タイム	夕食	活動	就寝準備	消灯

※ さわやかタイム、ゆーすぴあタイムは、利用団体の交流の機会、施設からの連絡事項の場として実施する。

※ 団体の利用目的の達成や安全管理上、早出・遅出の対応にも配慮する。

※ 連絡及び情報共有の場として、16:45からリーダー会議を行う。

- b 施設の設置目的に沿った生活上の約束ごとの他、事故等の未然防止策のため利用に当たっての留意事項などを設定する。
- c 利用に関するオリエンテーションを実施する。
- ・ 生活上の約束ごと
  - ・ ベッドメイキングの方法、後片付けや清掃方法等
  - ・ 緊急時の対応（避難経路等）
- d 利用者の受入方法は、HPや利用の手引き等で周知する。
- e 事前の打ち合わせや研修を行い、利用団体の目的に応じた調整・相談・指導助言を行う。
- (a) 宿泊室・研修室
- (b) 活動プログラム
- (c) 教材・教具等
- (d) 食事・入浴時間
- (e) 施設職員への指導依頼
- (f) その他利用目的の達成に必要な事項
- f 来所時には上記eのほか、次の確認等を行う。
- (a) 利用者名簿（宿泊を伴う）の変更等について。
- (b) 台風や雷など、天候に関する情報・危険箇所に関する情報を収集して、リーダー会議やつどいの時間等に団体に情報提供する。
- 上記の他、緊急性の頻度に応じた事故等の未然防止対策を行う。
- (c) 利用団体に対してアンケートの記入を依頼する。

### 3 連携促進事業の運営方針

「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をとおして、保護者や学校、さらには広く社会に、子供たちの成長にとって不可欠な体験活動や基本的な生活習慣の重要性を発信するとともに、北海道家庭教育サポート企業などと協力した取組を推進する。

なお、「体験の風をおこそう」運動推進月間の事業統一日、平成26年10月25日（第4土曜日）は、各施設や地域と連携した事業を展開する。

- (1) 北海道教育庁上川教育局と連携した教育推進事業の実施
- (2) 上川家庭教育サポート企業ネットワーク「上川23ネット」の活動支援・協力

- (3) 北海道青少年教育施設協議会と協同した「体験の風をおこそう」運動の推進
- (4) 北海道教育委員会社会教育主事会, 市町村教育委員会社会教育主事会と連携した研修企画の実施
- (5) 道内公立施設(青少年教育施設・公民館等)や生涯学習関係団体が行う事業に対する人的・物的支援

【平成26年度連携促進事業(予定)】

	連携を予定している事業・団体等	月	連携内容・連携事業
1	美瑛町ヘルシーマラソン	6	会場使用, 運営支援
2	北区行政区健康サークル	2	健康づくり体操指導
3	美瑛センチリーライド	9	運営支援
4	美瑛町宮様国際スキーマラソン	2	運営支援
5	美瑛町内保育所・幼稚園・小学校	通年	体験活動の提供・子供の生活リズム向上「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組, 読書活動の推進
6	美瑛町内小・中学校	通年	プール授業受入れ, スキー指導支援や自然体験活動支援
7	北海道美瑛高等学校	通年	人間関係づくりトレーニング
8	美瑛町図書館	9	体験活動プログラム提供, 読書活動の推進
9	美瑛町であいふれあい祭り	9	体験活動プログラム提供
10	美瑛いきいきフェスタ	3	体験活動プログラム提供
11	美瑛町保健福祉課	3	親子育み事業運営支援
12	缶トリー作戦	5	地元温泉組合と協働した周辺の環境整備
13	びえい雪遊び	2	雪遊び広場における体験活動ブース, 雪像づくり
14	町民スキー場で遊ぼう	2	町民スキー場における体験活動プログラム提供
15	冬期の体力向上プログラム	冬季	冬期の野外活動プログラム
16	美瑛町公民館	通年	子供水泳教室・大人水泳教室支援, すずらん大学運営支援
17	美瑛町役場	12	初任者対象の職員研修支援・協力
18	旭川市教育委員会	秋季	あそび体験に係る体験活動ブース提供
19	旭川市内幼稚園・保育園	通年	体験活動運営支援
20	上川管内幼稚園・保育園	通年	体験活動運営支援
21	愛別町教育委員会	8・1	学力向上事業の企画段階からの支援, 体験活動支援・指導者養成
22	愛別・鷹栖・士幌3町合同親子キャンプ	8	企画運営に係る支援・協力
23	鷹栖町教育委員会	11	通学合宿運営支援・指導者養成
24	鷹栖町「熱夏フェスタ」	8	イベント会場内における体験活動プログラム支援
25	上富良野町教育委員会	7	通学合宿運営支援・指導者養成
26	北海道教育委員会新任幼稚園教諭研修	7	発達段階に応じた自然体験プログラム提供
27	道立青少年教育施設(7施設)	11	生徒会フォーラム・体験活動事業支援
28	道立青年の家	9	青年の家祭りにおける体験活動ブース提供
29	道立厚岸少年自然の家	5	カキ祭りにおける子ども遊びリンピックの開催

30	道立砂川少年自然の家	2	冬のスノーフェスティバルにおける体験活動ブース提供
31	函館市青少年センター	3	フェスティバルにおける体験活動ブース提供
32	北海道教育庁上川教育局	通年	社会教育推進事業の実施 新任教諭研修会支援・協力
33	上川管内社会教育委員協議会	2回	テーマに応じた指導・支援
34	上川管内社会教育主事会中部ブロック	11	ワンパクはちっこ遊びの万博運営支援
35	上川管内社会教育主事会南部ブロック	通年	親子元気アップスクール運営支援
36	十勝学童保育連絡協議会	10	研究集会分科会講義・演習
37	北海道地域子ども会育成連絡協議会	10	研究協議における研修講師
38	恵庭市青少年研修センター・函館市青少年センター・稚内市少年自然の家・紋別市オホーツク青年の家	10	体験活動プログラム運営支援 子供の読書活動推進に係る支援・協力
39	上川家庭教育サポート企業ネットワーク 「上川23ネット」	通年	「家読の輪」「ファミリー川柳」等活動支援
40	特定非営利法人いきたす	2	企画・立案・運営等協力
41	北海道立生涯学習推進センター	2回	道民カレッジ連携講座開設
42	北海道青年団体協議会	8	企画運営に係る支援・協力、情報提供

#### 第4 閑散期の利用促進方針

利用者11万4千人以上（宿泊利用79,800名、日帰利用34,200）、稼働率58%以上を達成するため、次の計画で利用促進を図る。

- (1) 利用促進月間（10・11月）を設定した企業・大学等訪問PR
- (2) 下山（出前）プロジェクトによる直接指導
- (3) 特別企画事業（宿泊型・日帰り型）の実施

#### 第5 広報活動の方針

「新しい公共」型の施設運営試行期間内は、有効な「広告」「パブリシティ」「広報」を目指し、利用者のニーズや施設内活動に活かされる内部広報を心がける。また、広報活動は迅速性・正確性・理解性が強く求められることから、専門的識見のある広報部会と協働で行う。

- (1) 学校や市町村教育委員会などに対する、教育事業等への参加や利用の呼びかけの徹底
- (2) 旭川市商工会議所や近隣市町村商工会議所との連携による、企業の利用促進向上
- (3) 事業ごとのチラシ、利用促進のための各種パンフレットの作成・配布
- (4) 上川管内校長会、美瑛町校長会、町内会等の会議・会合における利用促進
- (5) 最新情報の提供に資する定期的（週1回）なHPの更新
- (6) ユーザー目線の広報手段・方法についての調査を実施
- (7) 町内広報誌（機関紙 ゆーすぴあ大雪）の内容の精査と充実
- (8) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の広報の研究
- (9) 国際交流事業の本格実施に向けた様々な情報発信の創意工夫

- (10) 事業参加者募集の、より効果的な広報方法の研究
- (11) 利用促進広報物作成に関する研修の実施
- (12) 危機管理（メディア対応等）をマネジメントできる職員の研修

別紙3-1 『「新しい公共」推進のための各部会試行計画』

## 第6 効果的・効率的な施設運営方針

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、利用者の活動に支障をきたさない範囲において、管理経費圧縮に向けた取組を進める。また、試行的「新しい公共」型の施設運営の成果を踏まえ、これまで以上に地域住民の出会いの場、触れあいの場、住民参画の場となり、いつでも・どこでも・誰もが交流の家につどい、学んだ成果が自他ともに還元される生涯学習社会に適応した運営を推進する。

- (1) 中期目標・中期計画・年度計画を踏まえた運営計画の策定
- (2) 運営の基本方針、運営方針の共通理解・認識を深める職員研修の実施
- (3) 横断的組織である連絡調整会議、広報委員会、業務改善ワーキンググループ等を通じた、自己点検・自己評価の実施
- (4) 利用者の研修目的が達成される運営の弾力化

別紙3-3 『「新しい公共」推進のための各部会試行計画』

## 第7 財務・施設維持管理方針

計画的な収支計画による運用を行うとともに、自助努力による自己収入を確保していく。国立青少年教育施設の在り方に関する検討会の提言（平成23年2月）を踏まえ、外部資金や寄附金増に努める。

- (1) 執行計画の定期的な見直し
- (2) 長期的なライフライン再生計画の策定
- (3) コスト削減の励行
- (4) 開所50周年事業に係る基金計画の策定
- (5) 自己収入の確保に係る行動計画の策定

別紙4 『平成26年度 予算計画』

### 1 予算・資金調達業務

- (1) 予算
  - ア 研修支援事業の利用者数の見込みを把握し、適切な収入予算を計画する。
  - イ 随時、収入予算の推移及び執行状況の把握を行い、毎月の連絡調整会議において提示することで、職員への周知を図る。
  - ウ 常勤職員・非常勤職員の超過勤務の削減方針を策定し、前年度比で実績時間数の減を実施する。
  - エ 人件費の執行見込みを定期的（四半期毎）に確認・把握し、人件費会議において有効か

つ弾力的な執行方法を決定し、執行する。

オ 収入の不足、予算執行の増に応じ、適切な時期に機構本部への予算要求を行う。

カ 事業費の執行に当たり、全職員共通のルールを作成し、研修を行うことで、予算の適正な執行を意識付け、早期・適切な執行を行えるよう努める。

## (2) 自己収入

ア 寄附金獲得に係る企業訪問計画を策定・実施し、寄附金100万円を獲得する。

イ 教育事業等の実施に当たり、申請が可能な助成金制度を検索し申請を行うことで助成金獲得2件100万円を獲得する。

ウ 新たな自己資金獲得の方策として、プール利用に係る受益者負担制度を検討する。

エ 自動販売機委託業務契約の更新により、自動販売機収入の増加を図る。

オ 施設使用料の徴収に当たり、適応団体の可否について判断のルールを統一し、適切な徴収を実施する。

カ 厨房機器更新費の収納に係る食数確認方法について適切に把握する。

キ 寄附物品、コピー代の収納に係り、機構本部会計規程等に基づき、適切な方法により処理する。

## 2 決算業務

### (1) 決算業務

ア 正確な損益計算書等の作成ができるよう、勘定科目の処理等は正確に行う。

イ 会計年度終了後に、交流の家の予算決算書を作成し、分析を行う。

## 3 契約業務

### (1) 契約

ア 入札対象案件については、機構本部との連絡を密にし、適切な手続きにより入札を実施する。

イ 1社応札とならないよう、入札公告の情報を提供することにより、複数社の参加を促すとともに、1社応札となった場合はその原因を調査し、今後の入札業務に反映させる。

ウ 小額随意契約対象案件においても、会計規程に基づき、複数社から見積もりを徴収することで契約相手方を選択する等、経費の削減に留意する。

エ 契約事務の遂行に当たって、契約形態の変更、まとめ発注、業務の包括化、不必要な発注物品の排除・必要最低限の数量等の発注などによる、コスト削減指針の励行について、職員間の意識の向上を図る。

### (2) 財務会計システム

ア 予算科目、勘定科目、支出の相手方、金額を確認の上、支出の誤りがないように留意する。

イ 会計規程に定められた決裁・確定処理を適切に行う。



## 4 固定資産管理業務

### (1) 土地

- ア 美瑛町からの借用土地について、定期的に境界確認を行う。
- イ 資産有効活用の観点から、定期的に土地の活用状況を確認し、未使用地がないかを常に把握する。

### (2) 建物

- ア 定時に建物の破損、劣化がないか現状を確認し、必要に応じて保全・修繕を行う。
- イ 資産有効活用の観点から、定期的に施設の利用状況を把握し、稼働率の悪い施設については、活用方策を検討し有効活用を図る。

### (3) 物品

- ア 定時に物品の使用状況等を確認し、適切な供用を行うように努める。
- イ 修繕・更新が必要な物品は、物品の利用状況・必要性の再検討を行い、必要に応じて修繕・更新を行い、研修支援等事業実施に影響が出ないように努める。

## 5 旅費・謝金業務

### (1) 旅費

- ア 公用車使用・前泊の基準を策定し、職員の安全確保及び適切な旅費の執行を図る。
- イ 職員の出張決定時に、適切な手続きをとることで旅行命令が遅延することのないように、職員に周知する。

### (2) 謝金

- ア 事業協力者等への謝金支出に当たり、支払が遅延することのないよう留意する。
- イ 源泉徴収を適切に行う。

## 6 車両等運行管理業務

### (1) バス運行管理

- ア バス運行基準の見直しを行い、研修支援利用者確保方策を基本とし、公平な運行を行う。
- イ 運転者の勤務状況・負担を勘案し、適切な運行計画を作成する。

### (2) その他公用車

- ア 使用時の事前利用申請、事後記録、使用前・使用后点検等を確実にを行い、公用車の適切な取扱を推進する。
- イ スノーモービル、除雪機など季節に使用する設備は、シーズン前の使用研修を行い、使用方法の技能を習得し、事故を未然に防ぐ。

## 7 施設設備保守管理業務

- \* 「第2 管理運営方針」 - 「3 管理業務の実施計画」 - 「(2)維持管理業務」による。

(1) 長期的なライフライン再生計画の策定

- ア 施設の老朽化に伴い、ライフライン（電気・水道・暖房等）設備の現状把握と今後の更新計画（施設マネジメント計画）を機構本部の協力を得て策定し、計画的な更新経費の予算化について関係機関に働きかける。
- イ 施設設備の的確な現状把握のため、官公庁が主催する施設保全に関する研修等に参加し、知識獲得の向上に努める。

## 8 環境整備業務

(1) 構内除草管理

効果的な研修プログラムの実施に資するよう、適切な時期に除草業務を行う。

(2) 活動コース管理

- \* 「第2 管理運営方針」 - 「3 管理業務の実施計画」 - 「(2)維持管理業務」 - 「イ 屋外活動コース整備業務」参照

(3) 除雪業務

- ア 冬季における利用者・職員の交通，通路，非常口等確保のため，早朝除雪等の体制を整備し，安全を確保する。
- イ 職員で対応できない施設屋根の除雪作業は，予算の確保を行い，適切な時期に実施することで，施設の保全を図る。

## 9 防火管理業務

(1) 消防計画作成，防火管理者

- ア 美瑛消防署と連携を取り，消防法等関係規則を順守した計画の策定を図る。
- イ 防火管理者の年次研修に参加し，定期的な知識の刷新に努める。

(2) 消防設備点検

- ア 年2回の消防設備法定点検（総合点検・機器点検）を適切な時期に実施し，消防設備の保全を図る。
- イ 交流の家防火管理規程に基づき，消防設備・火元機器の定時点検を実施し，不具合箇所については，速やかな修繕・更新を行う。

## 10 職員宿舍管理業務

(1) 宿舍維持管理

- ア 国の共用財産であることを念頭に適切な維持管理・使用を行う。
- イ 定時に宿舍施設・設備の現状を確認し，修繕を必要とする箇所については，文部科学省に報告の上，修繕を実施する。
- ウ 修繕に当たっては，国負担・利用者負担の区分を明確にし，適切に実施する。

## (2) 入退去管理

入居者の条件（世帯・単身）、入居可能室の状況、職員配置の将来計画等を総合的に勘案し、公平な観点で入居室を決定する。

## 第8 人事に関する方針

平成22年度「人事に関する基本方針」「平成26・27年度 国立大雪青少年交流の家人材育成計画」に基づき人材育成計画を推進する。大雪青少年交流の家の職員は、そのほとんどが北海道教育委員会・大学等との交流人事で行われていることから、交流元に復帰した際の業務推進能力の向上が期待されている。そのため、交流元の業務を鑑み、人事評価システムを活用した業務配分を行う。

- (1) 業務の質・量に応じた適正配置
- (2) 人材育成計画の着実な推進
- (3) 意欲ある交流職員の発掘と適正な配置
- (4) 総人件費削除方針を踏まえた年次的な人員削減計画の策定

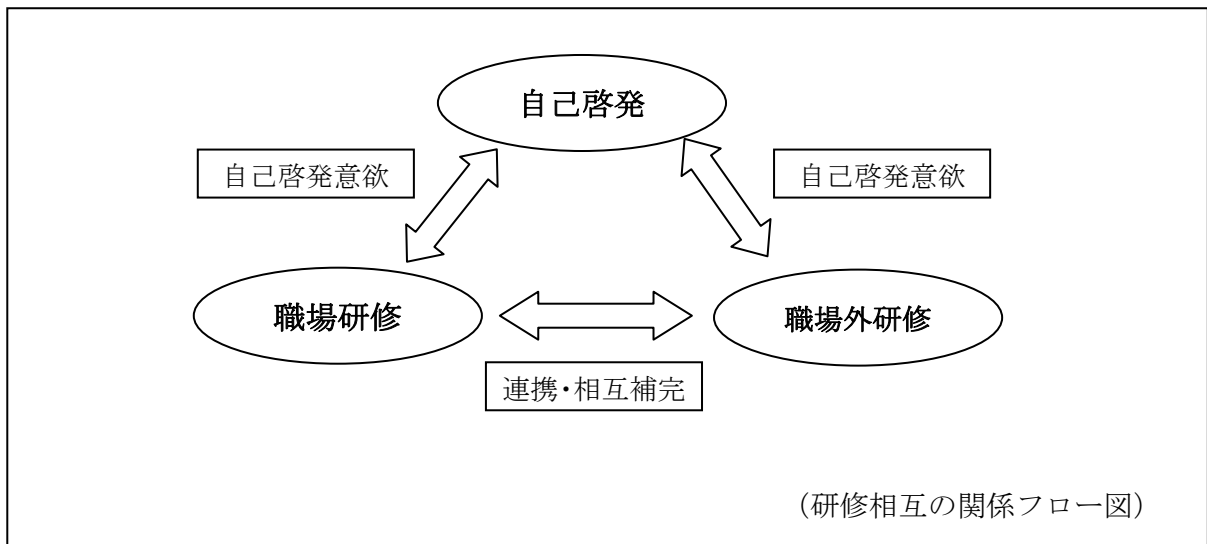
なお、質の高い人材を確保する観点から、以下3点について推進する。

- (1) 地元美瑛町、北海道教育委員会、国立大学法人等との人事交流を計画的に進める。また「新しい公共」を視点とした民間団体との交流や「新しい公共」試行実施の成果を踏まえ、交流の家が提供する活動プログラムのうち利用実績の多い「登山」「ハイキング」について、高い識見と技術を要した非常勤職員の継続的雇用の任用方策の検討及び関係機関への働きかけを図る。
- (2) 交流の家で独自に実施した常勤職員の雇用に関し、該当者の雇用が施設の管理運営に及ぼす影響等について成果・実績を確認し、今後の人材育成計画に生かす。
- (3) 高校・大学生ボランティア（運営支援者）に特化せず、公民館講座修了者や健康づくり実践者、十勝岳山麓の動植物・気象・災害等に精通した地域の成人ボランティアの発掘、登用を図り、地域及び交流の家の活性化を推進できる体制の整備を進める。

## 第9 人材育成の方針（職員研修）

独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則第6章第40条に基づき、国立大雪青少年交流の家に勤務する職員の資質の向上を図り、ナショナルセンターとしての機能を発揮する。

- 1 国政の課題等に的確に対応でき、かつ高い倫理観・使命感を兼ね備えた、国民から信頼される職員の育成
- 2 行政改革の加速化を背景とした職員の定数削減の現実化から、スリムでスピード感ある業務を遂行できる職員の育成
- 3 人材育成の基本
  - (1) 自己啓発・・・職員の学習意欲を高めるための支援
  - (2) 職場研修・・・管理職員の役割と職員の個性を重視した研修の推進
  - (3) 職場外研修・・・業務に生かされる研修メニューや内容への見直し
  - (4) 特別研修・・・中期目標達成のために所長が特に必要と認めた研修



別紙5 『平成26・27年度 人材育成計画』

#### 第10 自己点検・評価の方針

- 1 教育事業におけるアンケートの「事業全体をとおした満足度」は各事業平均90%以上
- 2 研修支援事業における、利用団体アンケートの「総合的な満足度」は90%以上
- 3 広報活動は、利用団体アンケートの「パンフレットやホームページなど事前の情報提供」の満足度は90%以上
- 4 職員の資質向上は、機構の中期目標・中期計画・年度計画等の整合性を図った評価（PDCA）を行なうことで今後の運営に自ら政策展開できる職員の育成

別紙6 『平成26年度 自己点検・評価表』